

社会保障改革の転機と危機

李 静淑

— 目 次 —

1. 安倍「施政演説」と「成長戦略」
2. 社会保障制度と「50年勧告」
3. 社会連帯と改革推進法
4. 「財政検証」と年金改正
5. 地域医療・介護推進法

キーワード：生存権、社会連帯、福祉国家

1. 安倍「施政演説」と「成長戦略」

人として生まれ、育ち、その生涯を終えるまで、人間の尊厳を保ち、覚えさせてくれる数あるものの中で、高い理念を持った誇れるものは社会福祉であろう。日本では憲法第25条（生存権規定）によって定められているが、現在ではさらに、充実した公正と平等の給付保障への制度改革が望まれている。それは、持続可能な制度への再構築であり、具体的には、安定財源確保と財源健全化の達成を目指す「社会保障と税の一体改革」である。特に2つの世紀にわたった公的年金の改正をめぐり、歴代内閣は官僚、学者、民間の知恵を集めて取り組んできたが、少子高齢化の現実では、明確な成果を見ることはかなり遠のいたように見える。

さらに近年、社会保障各分野での負担増が深まっており、安倍現内閣はこの制度改革の転機と危機をどのようにとらえて対応するのであろうか。伝えられる社会保障政策の視点と動きを取り上げ、一体改革の行方と課題を展望してみたい。

2014年4月1日、消費税率が8%になり「社会保障と税の一体改革」は実質的にスタートした。消費税は1989年度に3%で創設され、1997年度に5%に引き上げられた。さらに2015年10月からは10%になることがすでに決まっている。消費税の増収分はすべて社会保障の財源にする、と政府は説明しているが、早くも一部は東日本震災の復旧など公共工事費に転用されているという事実が出ている。

社会保障制度改革国民会議の清家篤会長は「社会保障制度改革のありようは、消費税の引き上げによる財源確保が前提である。消費税の引き上げが遅れば遅れるほど、将来世代へのつけ回しが増えるわけだから、将来世代のためにも速やかな引き上げが望まれる⁽¹⁾」と表明しているが、毎日の暮らしで最も直接的に影響の強い消費税が、十分な審議や説明の無いまま決められ、使われていくことに不信や批判の気持ちを持つ国民は多いであろう。

今年1月24日に召集された第186回通常国会の施政方針演説で安倍首相は「受益と負担の均衡のとれた制度へと、社会保障改革を不断に進める」と発言、「消費税率引き上げによる税収は、全額、社会保障の充実・安定化に充てる。世界に冠たる国民皆保険、皆手当をしっかりと次世代に引き渡していく」と述べた。これは国民への裏切れない公約である。

政府予算では今年初めて社会保障関係費が30兆円を超えたが、年金、医療、介護、福祉などのサービス充実や子ども・子育て支援、待機児童の一掃、小児難病対策などお年寄りから子どもまで全世代型の社会保障すべてを適切、効率、安定化に努めてほしいのである。国民のいのちと暮らしを守って、安心、安定させてこそ、社会保障改革への道をすすんでいるといえるし、世界に発信できるのではないだろうか。関係官僚も、成長戦略やデフレ脱却、経済・財政などでの協力を表明、一体改革の推進を急ぐと述べているが、期待しながら監視したい。

最近、もっともショックだったニュースは、日本を代表する大企業のトヨタ自動車の社長が「法人税の支払いを6年ぶりに再開した」と発表した記事であった(『日本経済新聞』、2014年5月9日)。同紙によると、2008年のリーマンショック以降5年間、トヨタは法人税を払っていなかった、ということである。納税額は法

人税や地方税などを合わせて約5,000億円と巨額である。さらに「日本では法人税を払っている企業はわずか3割、全体の1%に満たない資本金1億円超の大企業が法人税の65%を支えている。問題は7割を占める赤字法人の扱いである」と解説している。

トヨタの同期間の株主配当は1兆542億円、内部留保4,079億円増である。払えないはずがない。これでは不公平というよりも不正であり、犯罪的な脱税ともいえる。否応なく給料から所得税を天引きされる給与所得者の1人として憤りをおぼえる。トヨタは、販売している車にはきちんと消費税を上乗せしていることから、企業モラルはどうなっているのか、と強く問い質したいのである。

いや、さらに、もっと大きな行政による経済政策の独断的な動きが姿を見せてきた。いま、安倍政権が掲げる「成長戦略」である。アベノミクス第3の矢⁽²⁾と呼ばれているもので、法人税率の引き下げや農業、医療、雇用制度などの大幅な改革を盛り込んでいる。しかし一般国民の日常生活や労働者層への配慮は全くと言っていいほど読みとれない。

「成長戦力」の総論では「生産性を向上させ、稼ぐ力（収益力）を強化していくことが不可欠」とし、女性の活躍と農業、医療、介護の3点で大きく前進、と胸を張っているののである。

各論は、①景気刺激策、②人口問題、③財政健全化、④労働対策の4分野に分かれており、首相は「世界が注目している」と目標の推進に力を入れている。

まず①の景気刺激策では、成長戦略の大きな目玉とした「法人税率の引き下げ」がポイントである。企業が国と地方に納める法人税の実効税率を来年度から引き下げ、数年かけて現行の約35%台から20%台にする。10%引き下げると株価は1,500円ほど上がると見込んでおり、企業収益の改善となる。また、GPIF（年金積立金管理運用独立行政法人）が運用する約129兆円もの積立金を国内様式の導入に向かうよう見直すとしている。②人口問題では、50年後に人口1億人の目標を掲げた。いまの出生率1.43の水準が続けば、2060年には、現在1億2,700万人の人口が8,000万人台に減り、うち4割が65歳以上になる。これが2030年までに出生率を2.07に回復すれば、1億人の人口が維持できる。当面の労働即戦力としては、女性と外国人に期待する。学童保育の定員を増やし、主婦のいる世帯の配偶者控除を見直す。しかし若者の就労対策にはなぜかふれていない。③財政健全化では、

2015年度までに赤字半減（2010年度比）、2020年度までに黒字化とする。さらに2015年度予算編成で社会保障支出を見直し、前年度からの増加を最小限にする。

④の労働対策では、最低でも年収1,000万円以上の専門職に、時間ではなく成果で評価する働き方を導入する。混合診療の拡大、農協改革、国家安全特区の加速化なども大きく取り上げている。

このように、「成長戦略」は既得権益に守られてきた〈岩盤規制〉のいくつかの穴をあけて風通しをはかっているが、医師会や農協団体、労働組織などの不満や抵抗が早くも見られており、勝負を挑む2年目を迎えた安倍政権の対応が注目されている。さらに、「成長戦略」の展開と推進にはTPP（環太平洋経済連携協定）交渉の行方や脱デフレの進行などがからみ、これからの制度設計のあり方がカギとなるだろう。特に大幅減税の代替財源をどうするかが成否を分けるものとして、国内だけではなく、海外諸国も目を向けている。

成長戦略を歓迎する経済界に対し、浜矩子（同志社大）は「まともな経済に必要な安定感や健全性、人への優しさに意識が向いていない。豊かな日本経済の中に貧困がある、という本質的な問題は置き去りにされたままである。弱者が振り落されていく政策である。大手企業は法人税の減税ばかり求めている。企業の内部留保をはき出させ、貧困を改善するための政策に回す手立てを考えるべきである⁽³⁾」と厳しく直言している。

2. 社会保障制度と「50年勧告」

ここで各層、各分野から関心と期待が高まっている「社会保障制度」について考えてみる。まずその生い立ちと理念、定義である。

日本における封建制の解体を進めた明治維新以後、窮民の救済がスタートしたが、有効には働かず、1929年「救護法」の成立で公的救済が確立した。第2次世界大戦後、国民生活の最低保障をめざして1946年、生活保護法が制定された。同年11月3日、日本国憲法を公布、翌1947年5月3日から施行された。この新憲法第25条第1項で「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」と規定、第2項で「社会福祉、社会保障など生存権擁護と社会保障への国家義務」を定めた。さらに1948年7月、日本占領軍GHQが招いたワンデル調査団の

勧告によって社会保障制度審議会が1949年に発足した。

同審議会（大内兵衛会長）は1950年10月「国民には生存権があり、国家には生存権保障の義務がある」として社会保障制度の確立を勧告、宣言した。この「50年勧告」では「社会保障制度とは、疾病、負傷、分娩、廃疾、死亡、老齡、失業、多子、その他困窮の原因に対し、保険的方法又は直接公の負担において経済保障の途を講じ、生活困窮に陥った者に対しては、国家扶助によって最低限度の生活を保障するとともに、公衆衛生及び社会福祉の向上を図り、もってすべての国民が文化的社会の成員たるに値する生活を営むことができるようにすることをいう」と述べている。廃疾（障害のこと）など古風な言葉もあるが、当時では精一杯の新時代に向けた表現であったようである。

「50年勧告」はまた、社会保障の範囲と国家責任を明確にし、公平と機会均等を原則とした普遍主義を掲げている。特に学びたいのは、勧告のめざす社会保障制度の広い領域にわたって社会保険中心主義を採用していることで、扶助制度は補完的制度の機能にとどめ、国民の自主、自立的な責任の自覚を求めたことである。これは影響をうけたと言われるイギリスの「ベヴァリッジ報告」に学んだことをうかがわせており、のちに国家財政を考慮した税方式の公費負担方式採用に弾みをつけることとなった。

社会保障制度について橋木俊詔（同志社大）は「具体的には年金、医療、介護、失業などを指す。国民から社会保険料を徴収して、その保険料を財源にして国民に年金や医療、介護といった形で支給する制度である。社会保険制度とも言う。ちなみに、貧困者を救済するための生活保護制度は社会扶助制度と呼ばれる⁽¹⁾」と今日的な説明をしている。さらに「日本の制度の特徴は、その社会保障給付の財源を、社会保険料だけに頼っておらず、税金も一部導入されている点である。例えば国民年金の場合、支給額の2分の1は税が充てられている。失業保険給付の25%も税が充てられている」と評価、「社会保障制度を所得再分配効果の視点から見ても、逆進性のある制度が存在する」と指摘している。

労働問題研究者の氏原正治郎は「50年勧告は、戦前の官僚的恩恵的な社会保険・厚生政策を、憲法第25条の理念に基づく具体的な新制度に再構築するグランドデザインを描いたところに、その大きな意義があるといえる⁽⁵⁾」と評価する。そして勧告についての一般的な説明では「保障（security）の本来の意味がく悩み、憂

いがないこと〉であることから、〈社会的な（あるいは、社会的な原因から発する）悩みがない状態〉を実現するのが社会保障の目的である。「社会保障という制度は、経済の進化に伴って共同体（家族を含む）が次々と解体、外部化していくことに対応して、それを新たなかたちで社会化していくシステムである⁽⁶⁾」と広井良典（千葉大）は根源的な視点をみせている。

このように見てくると、「50年勧告」は社会保障の理念先行型のように登場して存在意義を高めた。当時の社会、政治状況から要請されたものであったが、戦後の復旧と民主主義国家づくりをめざす新生日本の指針となった。救貧から防貧への国家政策として成果をあげるまでには長い年月もかかったが、国民に新しい社会保障の素晴らしさを理解してもらい、混乱を脱却する希望と喜びを与えた、と言ってよいだろう。そしてそれが、自らの努力による「自助」と、社会連帯の「共助」、国家・自治体による「公助」の社会保障トリオを生み、さまざまな制度と権利をもたらしたのである。その中心にあって人々を支えたのが、憲法第25条であったのである。

「50年勧告」から半世紀近く経って社会保障制度審議会は「95年勧告」を出した。「安心して暮せる21世紀の社会を目指して——社会保障体制の再構築に関する勧告」である。すでに国民皆保険、皆年金体制は定着、福祉国家づくりへの大きな二輪として進行しており、他の先進国の目標となっていた。「95年勧告」は、さらにより高い水準の生活保障の実現を目指すとして掲げたのである。

だがここで「50年勧告」や「95年勧告」が目指した実際の保障を、数字の上から見てみると、手放して安心したり喜んだりすることはできない、と気付くのである。例えば「基礎年金は満額で月約6万6,000円だが、受給者の3割超は年金額が月5万円未満であり、無年金の高齢者も全国に42万人いると推計されていた。地域によっては、生活保護の基準額が基礎年金の満額よりも高い場合もある⁽⁷⁾」となっている。しかも、生活保護では受給が必要なのに給付されていない世帯が全国で約229万世帯ある、と厚生労働省は2010年4月に公表している（『読売新聞』、2010年4月10日）。

このような不手際や矛盾、不親切、無責任なケースはどうして起きるのであろうか。未納、滞納が増加している国民年金や高齢者の無年金、低年金者、若い世代の未加入者などすべて世代間や世代別の社会連帯意識が欠けているからではな

いだろうか。人は1人で生きているのではないことをみんなで改めて考え、話し合うときであろう。

3. 社会連帯と改革推進法

社会連帯は社会保障法の基本原理である、とする主張は1980年代以降、広がってきた。ところがその後、社会連帯の原理を保険料や税の徴収の正当化に使われているという声が出て、意見が分かれているようである。しかし憲法第25条の理念には社会連帯が含まれているとみるのが大勢であり、現今では、社会連帯は社会保障制度を維持する基本理念であると考えられている。

ところが再び、こうした社会連帯理論をひっくり返すような政治的な動きが出てきた。安倍政権による社会保障改革である。「改革ではなく改悪だ」という論者もみられるが、その動きが前述の「成長戦略」である。支柱となった「社会保障制度改革推進法」（以下、改革推進法と略す）は消費税増税の法改正とともに成立した。改革推進法は社会保障制度のさらなる充実、整備にあたりと説明されたが、実際は「健康で文化的な最低限度の生活」を定めた憲法第25条に反する性格の法律である。改革推進法の第1条では、少子高齢化による社会保障給付増による国と地方自治の財政悪化のために、消費税増税と社会保障の抑制が必要である、と求めているからである。だが、そもそも日本の社会保障給付費は他の先進国と比べて決して多くはない。対GDP（国内総生産）比を等しくすると、イギリスに比べて約10兆円、ドイツとは約28兆円も下回っている。それなのに安倍内閣は社会保障費の削減、社会保険の公的負担の縮小や年金、医療、介護の社会保険給付の大幅圧縮などに手をつけ、加速させている。さらに医療、介護、保育などの営利産業化と市場化を構造改革の目玉にしているのである。

後藤道夫（都留文科大）は「日本の社会保障は、現役世代を中心とする世帯が〈賃金と社会保障〉で生活することを想定せず、世帯主の賃金で殆どを賄って当たり前と考え、さらに、失業時保障をも削減し続けてきた。こうした点の基本的改善は行われぬ。高齢者への負担を増やしながら、他方では家族責任主義や親族の扶養責任追究を強化する（生活保護法改正）のだから、世代間公平ではなく、各世代の共倒れを拡大するであろう」と指摘、安倍首相の責任を追及している。⁽⁸⁾

改革推進法とともに安倍首相の社会保障改革推進役を果たしているのが社会保障制度改革国民会議である。その報告書「国民会議報告」では、2013年秋以降「自助、共助、公助の最適な組み合わせ」を主張している。「自助」が基本で、「共助」（＝社会保険）がそれを補完し、その上で、自助や共助では対応できない困窮などの状況に対し、公的扶助や社会福祉などを「公助」として与えるというのである。この主張は、小泉内閣時代に定式のように議論されてきた。自民党内閣が社会保障の抑制や削減にかかろうとする際、必ずと言っていいほどふんだんに持ち出され議論を混乱させてきた。もともと社会保障は、社会保険を含めて国が責任を持つ「公助」にほかならない。それなのに、「公助」を切り札的に持ち出すのは権力の横暴であり、独善であろう。現代国家以前の支配型発想であり、国民主権に対する挑戦である、と保守支持層の間からも、驚きの批判が聞かれる。

ここで思い違えてならないのは、社会連帯のために「共助」は成熟させて機能的、効率的に運用させ、「自助」は社会化させて「共助」に高め、「公助」を抑制して生まれる公費を、社会福祉分野に振り分けるということである。この方向と実践は有意義だし、公費の再分配として社会保障に潤いがみなぎり、受益者だけでなく、社会参加の人たちも増えてくることは喜ばしく嬉しいことである。

4. 「財政検証」と年金改正

日本銀行の黒田総裁は6月13日の記者会見で「夏以降、消費税増税の影響は減衰していき、物価上昇率2%達成の確度は高い」と強調、景気の回復に自信をみせた。安倍政権が打ち出した「アベノミクス」の恩恵である、と言わんばかりの口調が伝わったが、長引くデフレからの脱却、日本経済の立て直しは本当に軌道に乗るのであろうか。社会保障の再構築を目指す今もっとも必要なことは、国民経済の発展によって安定した社会保障財源の確保である。それが物価高の現在、気がかりなのである。

安倍政権は、一貫して社会保障予算の抑制と削減の姿勢をみせているが、多くの国民・有権者は医療、介護、年金など社会保障の水準維持を求めていることは、5月の内閣府世論調査結果にも現われていた。だがそうした国民の意向に反してまず公的年金が＜健全化＞の名の下に減額を始めている。今後もかなりの目減り

が続きそうで、〈100年安心〉の厚生労働省の目論見は崩れつつあるのではないだろうか。

さらに、6月3日に発表された「年金財政検証」では、年金制度の見直しによる切り下げがはっきり示されている。世論を気にしているのか「経済が再生すれば、約束した最低限の水準は将来も確保できる」と厚生労働省は弁明しているが、政府の約束とは「現役世代の手取り収入の50%以上の年金水準」である。しかしその水準では老後の安心は守られるであろうか。国民年金は現在、満額で月6万5,000円ほどに過ぎない。

「財政検証」は5年に1度公表される〈公的年金の健康診断書〉のようなものと言われている。〈患者〉の国民からいえば、分かり易く、丁寧に、何より真実を告げてカルテを書いてほしいのである。2014年度の内容は、名目経済成長率や物価上昇率、名目賃金上昇率、名目運用利回り、所得代替率⁽¹⁰⁾について8通りのケースで試算している。所得代替率は2014年度が62.7%で2043年度には50.6%になると推定している。内容は、数字ばかりで一般人には理解されそうにない役人のレポートである。

その中の政府が1月にまとめた「経済財政見通し」（2013～22年度）をみると「経済再生についてはアベノミクスの効果が出て、女性や高齢者の労働市場への参加が進む」としており、実質経済成長率を2.1%に見込んでいます。

また「年金改正」については、基礎年金の保険料支払い期間を今の40年から5年間延ばす案である。となれば、65歳受給で給付水準は6.5%増えて57.1%になるのである。さらに、受給開始年齢を遅らせて月々の年金額を増やせる「繰り下げ受給制度」も紹介している。関心の高い厚生年金の適用についても範囲拡大を試算、パートや低所得者などを対象に月収5.8万円以上の人、約1,200万人と想定している。

厚生年金や国民年金に未加入の人は社会福祉国家の〈みなし子〉である。非正規社員や無職の方、お年寄り、低収入の若年労働者などセーフティネットとしての年金制度から取り残され、忘れられ、見捨てられている人たちに手を差しのべることが、社会保障制度再構築の役目であり、年金改正の本願である。政府、行政、いや国と地方自治体は一日も早く安心と安定の社会保障給付を進めなければならない。立法府の責務も大きい、だから、それを促す国民の努力をもっと高め

て結実させねばならない。そこに社会連帯の重みと輝きをみたいのである。「財政検証」に、そうした思いと訴えと責任を感じるのである。

政府の「財政検証」に対し「楽観を戒めて給付抑制を」と、はっきり強調している日本総合研究所の西村和彦は次のように述べている。「まず年金財政の健全化である。その柱は、2004年の年金改正で導入されたマクロ経済スライドを、賃金・物価変動下でもフルに発動されるよう見通しておくことである」と、専門的な用語であるが、年金財政の改革や長期的均衡には欠かせない手法である。また「マクロ経済スライドとは年金額改定の本則を一定期間棚上げし、段階的に給付水準の抑制を図る仕組みである」「財政検証では賃金と物価の上昇が一定で推移する。すなわちマクロ経済スライドが円滑に機能するという、年金財政上、常態とは異なる楽観的な前提となっている」と説いている。そして「給付水準を切り下げれば財政上は持続可能性が高まるとしても、他方、社会保障制度としての性格は大きく変質する。若い世代の保険料納付意欲を維持できるのかどうかも不透明である⁽¹¹⁾」と警告している。熟議したい言葉である。

5. 地域医療・介護推進法

今年6月18日「地域医療・介護推進法」が成立した。特別養護老人ホームの新規入所は原則、「要介護3」以上になり、「要支援」向けの訪問介護と通所介護（デイサービス）は市町村の事業に移される。2000年に介護保険制度が始まって以来の大きな見直しで、来年4月から実施される。団塊の世代が75歳以上になる2025年に向けて、医療と介護の改革を盛り込んだ、と政府は説明しているが、本当に老後の安心が保障されるのだろうか。服部万里子（立教大）は「この改正は介護保険の給付額を抑えるのが大きな目的で、現場の実態を踏まえていない。特別養護老人ホームの入居制限も、独居や老老介護の人の行き場が細り、追い詰められた家族による虐待が増える恐れもある⁽¹²⁾」と心配している。

10年後、75歳以上の人口は2,179万人に上り、総人口の5分の1に迫る、と厚生労働省は予測している。高齢者があふれ、医療や介護を求めて漂流する日常的な姿を描く同省は、人材や財源を地域に移し、在宅で医療・介護のサービスにあたり「看取りまでカバーする地域完結型の制度」を実施する構想である。サービス

は要介護ごとに支給限度額が決まっており、低所得の保険料軽減もあるが、取り組む姿勢や財源など地域格差が懸念されており、国と自治体がぶつかる課題と責任は大きいのである。

しかも、75歳以上の医療費は、自己負担1割、残りの9割は医療給付であり、その財源の約5割は公費負担、約4割は現役世代が加入する医療保険からの給付である。親と子の助け合いは素晴らしいが、次世代に大きな負担を残すことだけは避けるよう考え直さなければならない。

ところで「高齢者」とは一体、何歳からをいうのであろうか。国連経済社会理事会の1956年報告書では「国連に標準的な基準はない」となっている。65歳以上なのか、70歳以上なのか、はたまた75歳以上をいうのであろうか。政府の「選択する未来委員会」は、64歳という生産年齢人口の上限定義を現在、70歳までに変えるよう提言している（『日本経済新聞』、2014年6月22日）。日本は世界最速で高齢化が進んでいる。65歳時点の平均余命は、男性で2012年の18.9年から2060年にかけて22.3年、女性は23.8年から27.7年まで延びると推測されている。内閣府のアンケートでは、高齢者とは「70歳以上の年齢」と答えた人が約8割であった。

高齢者の定義を70歳以上にすれば、生産年齢人口（15～69歳）が900万人近くも増えることになる。高齢者の就職率の高い地域ほど医療費は小さく、60歳代後半が年金保険料を納める側になると、年金財政の悪化がゆるんでくる。年金の支給開始時期を70歳に繰り下げれば、82歳時点で受け取り総額が上回り、90歳まで生きると900万円多い受け取り額となる。「長生きは一生の得」であろう。

高齢化、人口減、財政難の「三重苦」をかかえる社会保障改革となったが、中でも厳しい対応が求められている数字を取り上げておく。それは厚生労働省が2012年3月に出している2075年度までの「社会保障給付費の将来予測」である（図表1参照）。

この図表1で分かるように、2013年度110.6兆円だった社会保障給付費が、62年後の2075年度には340.9兆円になっている。3倍を超える巨額である。国民所得は1.5倍ほどしか上がらず、国民負担率は2倍という数字である。その間の経済動向（インフレかデフレ）によって数値はぐっと変わるであろうが、実感はわからない。関心が強く残るのは、現状を変革するオルターナティブ（alternative）である。政権に委ねるのではなく、国民参加で国民合意の政策を創り、21世紀日本社会に

仕上げてほしいのである。

そのビジョンとして横山壽一（金沢大）は「第1段階として、社会保険料の事業主負担をドイツ並みにするだけで10兆円の社会保障規模拡大が可能になる。その経済効果をビジネスに生かすことで国民経済の安定的な成長が図られ、権利保障の水準を高めることができる。社会保障の再構築は、国民経済を国民生活主導型に転換させる一大事業である⁽¹³⁾」と、転機の到来を告げている。

図表1 将来の社会保障給付費、国民負担率、消費税率の予測

(単位：兆円)

	2013年度	2025年度	2035年度	2050年度	2075年度
(1) 社会保障給付費	110.6	148.9	189.6	257.1	340.9
(2) 国民所得	358.9	373.1	401.2	412.2	473.6
(3) 対国民所得比率	30.8%	39.9%	47.3%	62.4%	72.0%
(4) 国民負担率	40.0%	49.1%	56.4%	71.6%	81.2%
(5) 消費税率	5.0%	19.3%	23.4%	30.7%	41.5%

注：2013年度の社会保障給付費は、厚生労働省による当初予算ベース推計値である。

出所：鈴木亘『社会保障亡国論』講談社、2014年、35頁。

アベノミクスの3本の矢は、①「大胆な金融政策」（日本銀行に市場へカネを流通させ、デフレからの脱却）、②「機動的な財政政策」（法人減税と公共投資の増加）、③「成長戦略」（規制緩和や戦略特区などで経済活性化）を狙った多彩な経済政策であるが、恩恵を受けるのは大企業ばかりで、企業格差や都市と地方との格差を広げる恐れは多分にある。何よりも、消費税の逆進性を無視しているのが、家計所得の格差拡大につながることは避けられないと国民は危惧しているのである。3本の矢の効果を唱えるのであれば、まず3つの具体的政策を取り入れてほしい。「女性の活用」「休日の完全消化」「時短に企業努力」である。この成果がみられれば、国民の信頼は揺るぎないものとなるであろう。

4月以来、物価の値上がり、消費の落ち込みがじりじり目立っている。経済の低成長よりもゼロ成長で十分という学説や政論も出て、支持者が増えている。経済成長よりもまず社会保障制度改革である。同時に、社会保障の一層の充実で21世紀の福祉国家づくりを願う声が高まっているのである。

外交や軍事路線で独断、独走をみせる現政権に、社会保障制度の再構築を求め

て何を望み、どのように働きかけ、声を出すべきであろうか。日本の国民は、子孫孫のために、確かで悔いのない一票の行使しか道はないのである。

注

- (1) 社会保障制度改革国民会議は、社会保障制度改革推進法によって設置され、政府は国民会議の報告書を踏まえて1年以内に「必要な法制上の措置を講じる」と明記されている。2013年10月の臨時国会に、手続きのプログラム法案が提出されたが、そのもとになった国民会議報告書は、内容がずさんで国民会議のあり方や効用について厳しい批判が出た。「消費税収を着実に確保し将来世代への責任を果たす」（清家篤「改革の前提は消費税」『週刊社会保障』9月15日号、2013年、11頁）。
- (2) 安倍首相の経済理論というより、経済現象や経済についての個人としての考え、主張、意見に名付けた造語である。「安倍さんのエコノミクス」と理解した方が良い。
- (3) 『朝日新聞』、2014年6月14日（成長戦略、法人税率引き下げについての談話）。
- (4) 橋本俊詔『格差社会』岩波書店、2006年、191頁。
- (5) 氏原正治郎『日本労働問題研究』東京大学出版会、1966年、341頁。
- (6) 広井良典『日本の社会保障』岩波書店、1999年、184頁。
- (7) 石崎浩『公的年金の制度の再構築』信山社、2012年、72頁。
- (8) 後藤道夫「構造改革の新段階と安倍社会保障」『隔月刊社会保障』春号、2014年、11頁。
- (9) 『朝日新聞』、2014年6月14日。
- (10) 所得代替率とは、年金の給付水準を示す指標。平均的な会社員と専業主婦という「モデル世帯」の年金額が、その時点の現役サラリーマンの平均手取り賃金と比べて、何%に当たるかで示す。現在の所得代替率は62.7%である。現役世代と比較して、6割強の収入で暮らすことが標準となっている。
- (11) 『日本経済新聞』、2014年6月16日。
- (12) 『朝日新聞』、2014年6月19日。
- (13) 横山壽一『社会保障の再構築』新日本出版社、2009年、182-183頁。

参考文献

- 跡田直澄・前川聡子編『社会保障』清文社、2007年。
- 足立正樹編『福祉国家の転換と福祉社会の展望』高菅出版、2001年。
- 石崎浩『公的年金制度の再構築』信山社、2012年。
- 石田重森『改革期の社会保障』法研、2006年。
- 李静淑『日本の国民年金制度』大学教育出版、2013年。
- 上村敏之『公的年金と財源の経済学』日本経済新聞社、2009年。
- 江口隆治『変貌する世界と日本の年金』法律文化社、2008年。
- 小沢修司『福祉社会と社会保障改革』高菅出版、2002年。
- 小柳治宜『ドイツ社会保障の潮流』朝文社、2007年。
- 貝塚啓明『人口減少社会の社会保障制度改革の研究』中央経済社、2008年。
- 加茂直樹『現代日本の家族と社会保障』世界思想社、2010年。
- 京極高宣『社会保障と日本経済』慶應義塾大学出版社、2007年。
- 厚生省官房政策課調査室監修『日本の社会保障の歩み』中央法規、1997年。
- 国立社会保障・人口問題研究所編『社会保障と世代・公正』東京大学出版会、2002年。
- 後藤道夫「構造改革の新段階と安倍社会保障」『隔月刊社会保障』春号、2014年。
- 里見賢治『現代社会保障論』高菅出版、2007年。
- 芝田英昭『社会保障のダイナミックスと展望』法律文化社、2005年。
- 芝田英昭『新しい社会保障の設計』文理閣、2006年。
- 社会保障研究所編『社会保障論の新潮流』有斐閣、1995年。
- 社会保障制度審議会事務局編『社会保障の展開と将来』法研、2000年。
- 鈴木準『社会保障と税の一体改革をよむ』日本法令、2012年。
- 鈴木亘『社会保障亡国論』講談社、2014年。
- 清家篤「改革の前提は消費税」『週刊社会保障』9月15日号、2013年。
- 橘木俊詔『格差社会』岩波書店、2006年。
- 橘木俊詔『社会保障改革への提言』ミネルヴァ書房、2012年。
- 橘木俊詔『消費税15%による年金改革』東洋経済新報社、2005年。
- 土田武史・田中耕太郎・府川哲夫編『社会保障改革』ミネルヴァ書房、2008年。
- 西沢和彦『税と社会保障の抜本改革』日本経済新聞出版社、2011年。

堀勝洋『社会保障・社会福祉の原理・法・政策』ミネルヴァ書房、2009年。

丸尾直美・益村真知子・吉田雅彦・飯島大邦編『ポスト福祉国家の総合政策』ミネルヴァ書房、
2001年。

矢野聡『日本公的年金政策史』ミネルヴァ書房、2012年。

横山壽一『社会保障の再構築』新日本出版社、2009年。

横山和彦・田多英範編『日本社会保障の歴史』学文社、1991年。